令和5年度 連雀学園三鷹市立南浦小学校 学校いじめ防止基本方針

いじめ問題の解決にあたっては、未然防止、早期発見および早期対応が重要です。その実現のためには、学校がいじめ対応の基本姿勢を教員で共有し、組織的な対応ができるようにしなければなりません。

そこで、南浦小学校においては、以下の基本姿勢および基本方針ですべての児童が安 心して楽しく学べる学校づくりをより一層推進してまいります。

1 いじめ防止に向けての基本姿勢

- (1) いじめはどの子どもにも起こりうるという認識に立ち、いじめが発生した場合には、いかなる理由があっても被害者の側に寄り添い組織で対応します。
- (2) 軽微ないじめの兆候も見逃さず、学校が迅速かつ組織的に対応するために、いじめに対する認識を全教職員で共有します。
- (3) すべての児童を対象に、いじめの定義の浸透を図り、いじめに向かわせないための未然 防止に取り組む姿勢を全教職員で共有します。

2 いじめ対策のための校内組織の設置

- (1) 管理職、教務主任、生活指導主任、学年主任、担任、養護教諭、スクールカウンセラー 等からなる校内組織「いじめ問題対策委員会」により、いじめの未然防止や早期発見、 事案の実効的対処、解消・解決の判断等、いじめ防止に向けた取り組みをします。また、 いじめのケースによっては、校外の関係者の参加を依頼した学校サポートチームを立ち 上げるなど、いじめを解決するための包括的な体制を整えます。
- (2) いじめを認知した日以降の具体的な対応策およびいじめが解消されるまでの継続した取組等、当該組織が中心となり、速やかに組織的に対応します。いじめの解決とは、加害児童による被害児童に対する謝罪のみで終わるものだけでなく、被害児童と加害児童を始めとする他の児童との関係の修復を経て、双方の当事者や周りの者全員を含む集団が、好ましい集団活動を取り戻し、新たな活動を踏み出すことをもって判断すべきであり、全ての児童が、集団の一員として、互いを尊重し、認め合う人間関係を構築できるような集団づくりを進めて参ります。
- (3) いじめの疑いがあると思われる案件についても当該組織が情報収集といじめの有無の確認をするなど、組織の在り方や活用の仕方について全ての教職員で共通理解を図ります。
- (4) 「ふれあい月間等いじめ状況調査」等の様式を用いて、いじめ問題に関する指導記録を 保存し校内で情報を共有するとともに、小・中一貫教育・保幼小連携の視点も踏まえ、 適切な時期に異校種間でいじめにかかわる情報連携を行います。
- (5) いじめの早期対応にあたっては、校内組織と関係諸機関との迅速な連携を図るために「学校サポートチーム」を活用します。

3 未然防止のための取組みの推進

(1) 児童が規律ある態度で主体的に参加できるような授業づくりや、「一学級一実践」の取り 組み、「学級の時間」等を活用した集団づくりを行うとともに、行事や特別活動を通して 集団の一員としての自覚や自信を育むことにより、自己有用感や自己肯定感を高め、互い を認め合える人間関係や学校風土を醸成します。また、コミュニティ・スクールを基盤と した小・中一貫教育の視点から、9年間を見通した発達段階に応じた取組を推進します。

- (2)全校集会や学級活動などでいじめの問題について触れ、「いじめは重大な人権侵害であり 人間として絶対に許されない」という認識を学校全体で共有します。
- (3) 「いじめ防止年間計画」に基づき、「いじめ防止教育プログラム」等を活用したいじめに関する授業を実施します。
- (4) スクール・カウンセラー(以下SC)等を招聘した校内研修会を年間通して実施します。
- (5) 児童の豊かな情操と道徳心を培い、心の通う対人交流の能力の素地を養うために、全ての 教育活動を通じ、「人権教育プログラム」や「東京都道徳教育教材集」の活用、道徳授業 地区公開講座の実施など、道徳教育及び体験活動等の充実を図ります。
- (6) ネットいじめの未然防止のために、ICT(情報)教育カリキュラムを活用して、インターネットや携帯電話の使い方など情報モラル教育の推進を図ります。
 - (ア) 学校公開、保護者会等の機会を活用して、「情報モラル教室」を行うなど ICT や SNS 利用についての啓蒙をします。また、連雀学園デジタル・シチズンシップ教育との連携を図り、児童が主体的に情報と向き合う態度を育成します。
 - (イ) SNS 東京ルールを受け、児童会・生徒会が主体となって作成した連雀学園 SNS ルールを浸透させるとともに、学級活動等の時間を通じて、ネット依存や情報の漏えい等ネット活用上の問題について児童同士で話し合うことで、SNS 学校ルールや SNS 家庭ルールを作る活動に取り組むようにします。

4 早期発見のための取組みの推進

いじめの早期発見は、いじめへの迅速な対処の前提であり、教職員が連携して、児童の些細な兆候であっても気付く力を高めることが重要です。いじめは大人の目に付きにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけあって行われたりするなど、大人が気付きにくく判断しにくい形で行われることを認識し、いじめではないかとの疑いをもって、早い段階から的確に関わりをもち、いじめを隠したり軽視したりすることなくいじめを認知することができるよう、早期発見の取組みを推進します。

(1) 日常的な観察

休み時間や授業時間等における観察や、教職員と児童の間で日常行われているノート等を 活用し、交友関係や悩みなど、児童の様子を把握します。

(2) 教育相談の充実

ふれあい月間や相談週間を設定したり、児童が相談する相手を選べるようにしたりするなど、児童が自身の思いを表現できる環境づくりに努めます。また、スクール・カウンセラーや養護教諭をはじめとした相談窓口について、児童や保護者へ学校便りやホームページ等も活用し、周知します。さらに、第5学年の全児童対象とした面接を年度当初に実施します。

(3) 定期的なアンケートの実施

年間を通して定期的にいじめに関する調査やチェックリスト、4年生以上の児童を対象に Hyper-QU を実施し、いじめは起こり得るものとの認識に立ち、軽微ないじめの疑いの事例も含めてその状況を的確に把握します。対応の必要なケースについては、事実確認とともに、まずいじめられた側の児童や保護者との連携を十分に図ります。また、解決したと安易に判断せず、保護者との連携を図り長期的な見守りを組織として続けるよう、いじめ問題対策委員会を活用します。

(4) 教員の指導力の向上

教職員が軽微ないじめの兆しも発見する目を養うとともに、適切に対応する力の向上を 図ります。そのために、校内でいじめに関する研修を実施するとともに、個々の児童へ の指導の充実を図ります。

(5) 保護者等との連携

保護者、学童保育所やコミュニティ・スクール委員会等の地域との連携を図り、情報を 共有して、いじめの早期発見に努めます。

5 早期対応のための取組みの推進

- (1) 状況をきめ細かく把握し、情報を教員で共有し、見守りや登下校の付き添い等を行い、 いじめを受けた児童、いじめを知らせた児童の安全を確保します。また、スクールカウ ンセラーや養護教諭が中心となって心のケアを行い、当該児童が落ち着いて教育を受け られる環境を確保します。
- (2) いじめを見ていた児童に対して、自分の問題としてとらえさせる取組みを推進、充実します。
- (3) いじめをした児童には、いじめが解消されるまで教育的配慮の下、いじめに至った背景・ 経緯を明らかにしながら、自らの行為の問題点に気づかせるように、きめ細かい指導を 行うとともに、当該の保護者に対する支援・助言を適切に行います。
- (4) 特定の教職員が一人で抱え込まず、「問題行動等状況記録シート」を活用するとともに、 いじめ問題対策委員会で組織として速やかに対応します。

6 重大事態への対処や教育委員会や関係機関等との連携

- (1) いじめが確認された場合は、必要に応じてスクール・カウンセラーやスクールソーシャルワーカー、三鷹警察署などの協力を得て解決に取組むとともに、その再発を防止する 措置をとります。
- (2) いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものであると認めるときは、躊躇することなく三鷹警察署と連携して対応します。
- (3) いじめの要因は様々であることから、総合教育センター、子ども家庭支援センター、福祉関連機関、児童相談所等との情報共有を継続的に行います。また、コミュニティ・スクール委員会やPTA、三鷹市教育委員会の附属機関による調査等と、いじめの解決に向けた取組も推進します。
- (4) いじめにより児童の生命、心身に重大な被害が生じた疑いや、相当の期間学校を欠席することを余儀なくされているなどの重大事態が発生した場合は、速やかに教育委員会に報告し、連携して事態への対処や事実関係を明確にするための調査等を行います。また、被害児童に対しては、複数の教員による組織的な見守り体制をとり、教職員間の情報共有の徹底を図るとともに、学校と家庭における緊密な連絡を行います。状況に応じて、保健室登校や別室指導などの措置も講じてまいります。
- (5) ネット上の不適切な書き込み等については、被害の拡大を避けるため、ただちにプロバイダー等と連携して削除する措置をとります。児童の生命や身体等に重大な被害が生じる場合には、警察と連携して対応します。

7 解消後の対応のための取組みの推進

- (1) いじめの解消は、いじめの原因や背景となった事象が改善されたことにより当該いじめ 行為がなくなったことについて、複数の教職員による確認と、いじめを受けた児童と保 護者及びいじめを行った児童の両者と一定の人間関係をもつ周囲の児童からの聴き取り に基づいて、対策委員会が判断します。
- (2) いじめの問題が解消した後も、複数の教職員でいじめを受けた児童を見守るとともに、 当該保護者との面談等をし、いじめが再発しないよう取組みを続けます。
- (3) いじめの問題が発生した集団が、好ましい人間関係を取り戻し、新たな集団活動に取り 組めるよう、道徳教育や人権教育の視点に基づく教育活動を充実します。
- (4) いじめの解決は、複数の教職員が一定期間以上にわたって行った観察により把握した具体的かつ客観的な事実に基づき、対策委員会が判断します。

8 保護者への連絡と支援・助言

いじめを認知した場合は、その日のうちに保護者に事実関係を伝え、いじめを受けた児童と

その保護者に対する支援や、いじめを行った児童の保護者に対する助言を行います。また、事 実確認のための聴き取りやアンケート等により判明した、いじめ事案に関する情報を適切に提 供します。

いじめる側の児童に対する指導については、全教職員が毅然とした態度で一丸となって臨み、状況が改善しない場合は別室指導等にて個別の働きかけを行います。また、SCやスクールソーシャルワーカーと連携し、継続的なケアを行います。暴行や恐喝等の事例に関しては警察と連携して対応します。その経緯については保護者にも状況を伝え、学校の基本姿勢を繰り返し指導することを通して、保護者とともに改善を図るよう努めます。

自校のいじめの対策方針等について、保護者会や学校だより及びホームページ等を通じて 積極的に情報発信し、学校と保護者・地域が一体となったいじめ対応の体制を構築します。 また、スクールエンジェルスと連携した児童の見守りを検討します。

9 懲戒権の適切な行使

教育上必要があると認めるときは、学校教育法第 11 条の規定に基づき、適切に、児童に対して懲戒を加えることを検討します。ただ、いじめには様々な要因があることに鑑み、懲戒を加える際には、主観的な感情に任せて一方的に行うのではなく、教育的配慮に十分に留意し、いじめた児童が自らの行為を理解し、健全な人間関係を育むことができるように促します。

10 児童による取組みの推進

小学校の児童会において、児童が自発的・自主的にいじめや SNS ルールを考え、自ら改善に向けた活動を進められるよう指導します。また、児童自らが望ましい人間関係を構築するための具体的な手立てを指導します。

(1) 代表委員による「いじめゼロ運動」

「いじめゼロ運動」を企画し、人権週間期間または、ふれあい月間中に実施します。 (昨年度例:あいさつの大切さを伝える運動、全校児童による人権宣言「いじめをなく すためにできること」)

(2) 「連雀学園 SNS ルール」の活用

小・中一貫の取り組みとして児童会・生徒会により作成された「連雀学園 SNS ルール」を、どのように浸透させていくか各学級や児童会で話し合い、校内掲示や集会等において徹底することで、意識して行動できるようにします。

(3) 連雀学園デジタル・シチズンシップ官言

令和4年度に引き続き、デジタル情報に対する児童の主体的な態度を育成するために、 連雀学園での熟議を踏まえて、児童一人ひとりが発達段階に応じたデジタル・シチズン シップ宣言を行います。

11 「学校いじめ防止基本方針」の公表・点検・評価

- (1) 年度当初の保護者会およびコミュニティ・スクール委員会等で周知するとともに、学校ホームページでも公表します。
- (2) 「学校いじめ対策委員会」により「学校いじめ防止基本方針」および「いじめ防止年間 指導計画」に基づいた取組の進捗状況について管理と点検をします。
- (3) 学校評価において、いじめの早期発見、いじめの再発を防止するための取組等について 自己評価を行うとともに、その結果をコミュニティ・スクール委員会に報告し、適正に 学校関係者評価が行われるようにします。
- (4) 点検・評価に基づき、「学校いじめ防止基本方針」および「いじめ防止年間指導計画」 の見直しを行います。
- (5) アンケート調査等は3年間保管するとともに、義務教育9年間を通して、事案が「解決」に至るまで確実に情報や対応を引き継ぎ、解決に向けた取り組みを継続します。
- (6) 児童の発達段階や障がい特性に十分に配慮した個別指導計画・個別の教育支援計画に基づく指導について、中学校への確実な引き継ぎをしていきます。